

仕 様 書

1 事業名称 住民基本台帳ネットワークシステム機器購入

2 事業場所及び機器納入先 下記内訳のとおり

番号	所在地	施設名称
1	石巻市穀町14番1号	石巻市役所
2	石巻市相野谷字旧会所前12番地1	河北総合支所
3	石巻市雄勝町小島字和田18番地13	雄勝総合支所
4	石巻市前谷地字黒沢前7番地	河南総合支所
5	石巻市桃生町中津山字江下10番地	桃生総合支所
6	石巻市北上町橋浦字大須215番地	北上総合支所
7	石巻市鮎川浜鬼形山1番地13	牡鹿総合支所
8	石巻市渡波町二丁目6番31号	渡波支所
9	石巻市新栄一丁目25番地7	稲井支所
10	石巻市蛇田字上中塚99番地3	蛇田支所

3 契約期間

(1) 納入期限 平成31年(令和元年)9月30日

(2) 使用開始日 平成31年(令和元年)10月1日

4 入札方法 制限付き一般競争入札(入札後資格審査型)

5 暴力団等の排除について

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。)別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長(以下「管轄警察署長」という。)から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。)としてはならない。

(3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者(以下「下請負人等」という。)といた場合

は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

6 仕様概要

- (1) 備品購入に係る作業内容（機器更改含む）の詳細は下記のとおりとする。

ア 作業期間 平成31年（令和元年）9月30日まで

イ 機器類購入概要

項番	項目	員数
1	CSサーバ（ハード）	一式
2	統合端末（ハード）	一式
3	CSサーバ、統合端末（導入経費）	一式
4	CSサーバ流通品（ハード）	一式
5	統合端末流通品（ハード）	一式
6	ネットワーク機器	一式
7	タッチパネル	一式

ウ 作業内容

- (ア)本市のシステム計画に基づき、住基ネットシステムの更新計画を検討する。

また、J-LISの問い合わせについても作業期間中に落札業者も問い合わせが可能である。

- (イ)現地作業場所は、本市にて指定する場所及び機器設置場所とする。

- (ウ)住基ネットシステム機器については、今回納品する機器以外のネットワーク機器についての設計、設定は対象外とする。

- (エ)仕様には電気工事並びに工事に必要な部材費用を含むものとする。

- (オ)納品ドキュメントは以下とする。

- ・基本設計書
- ・運用設計書
- ・運用手順書(バックアップ/リストア手順は復旧ができる手順内容とする)

- ・移行設計書
- ・リハーサル作業手順書(切り戻し手順を記載)
- ・データ消去手順書
- ・作業スケジュール(端末展開、スケジュールも含む)
- ・作業体制図
- ・進捗報告、懸案管理表

(ハ)機器設置場所の電源コンセント及びT Pケーブルは、本市にて準備する。

(キ)切替作業は、リハーサル1回、本番切り替え1回の計2回を想定し、それ以外の切替作業は発生しないものとする。

(ク)本番切替作業場所は、本市が指定する場所とする。

(ケ)本番切替後の立会いは、本市本庁舎内にて2日間、最少2名とする。

(コ)運用者の引継ぎは、本作業内にて最少2名、各2回の引継ぎを実施する。

(カ)機器設置後のレイアウト変更(移設)は発生しないこととする。

(シ)データ消去作業については、データ消去手順書作成及び引渡しのみとし、消去作業は含まないものとする。

(ス)導入に伴うシステムエンジニア等の作業内容は、別紙1の「住民基本台帳ネットワークシステム作業計画表」の内容とする。

(セ)その他、記載のない事項が発生した場合は別途協議する。

エ 機器条件

機器の条件及び数量等については、別紙2の「仕様明細表」、別紙3の「住民基本台帳ネットワークシステム機器参考機種表」のとおりとする。

なお、今回の事業は、事業完了後(10月1日以降)の保守点検業務の委託料は含まない。

また、参考として納入後の機器類の保守点検業務については、C Sサーバ及び統合端末末等は5年間の保守期間を予定しているが、導入初年度は半年間(10月1日～3月31日)、その後4年間は単年度(4月1日～3月31日)、最終年度は半年間(4月1日～9月30日)の保守業務を予定している。(注：保守点検業務については、あらためて発注する計画であり、必ずしも今回納入が決定する業者と同一とは限らない。)

オ 予備機

(ア)統合端末については、予備機1台を含む。

(イ)住基ネットワークシステム用操作者認証装置(ガイド有)については、予備機2台を含む。

(ウ)I Cカードリーダーライター(住基カード用)については、予備機2台を含む。

(エ)テンキーパットについて予備機2台を含む。

(オ)レイヤー2スイッチ(AT-G S 9 1 0 / 8)アライドテレシス社製について、予備機2台を含む。

(カ)タッチパネルについては、予備機2を含む。

カ 更新作業条件

(ア)作業期間の詳細については、別紙1の「住民基本台帳ネットワークシステム作業計画表」詳細のとおりとする。

(イ) 住基ネットシステム機器更改の切替作業は以下を前提とする。

- ①市町村C S本番機の構築を J-LIS 提供手順書に従って構築、切替えを実施するものとする。
- ②統合端末13台の構築を J-LIS 提供手順書に従って構築、切替えを実施するものとする。

(ウ) 住基ネットシステム機器更新での作業対象は、以下の通りとする。

- ①市町村C S本番機 1台
- ②統合端末(周辺機器含む) 13台
- ③ネットワークプリンタ(今回対象ではないが、端末側に出力先設定等を実施する。)
- ④スイッチングHUB 2台
- ⑤ファイアウォール 1台

(エ) J-LIS の機器調達仕様書に従って、サーバ及び端末機器の選定を実施するものとする。

(オ) 業務アプリケーション構築手順は、J-LIS から提供があるものとし、提供された構築手順どおりの作業を実施する前提とする。

(カ) 更新作業の納品ドキュメントは以下を想定する。

- ・詳細設計書(ソフトウェアパラメタシート、FWパラメタシート)
- ・機器更改構築手順書は、J-LIS 提供構築手順書にチェックを入れた内容を想定)
- ・ハードウェア仕様決定書
- ・現地S I 手順書

(キ) 既存住基システム側の業務側作業については、作業範囲には含まないものとする。

(ク) 既存住基システム既存市町村S C間及び既存住基システム—新市町村間の整合性チェック作業を実施する場合、本市にて対応することを前提とする。

(ケ) 既存住基ネットシステムからのデータ移行は、J-LIS から提供される手順及び移行ツールにて作業を実施するものとする。

(コ) 統合端末については、マスタ展開ができないため、1台ずつ作成を実施するものとする。

(カ) 移行作業前の既存市町村C Sのシステムバックアップ、端末バックアップ(必要時)は、本市にて実施するものとする。

端末からのデータ移行が発生する場合は、設置時に実施することとする。方式については、移行設計にて検討することとする。

(シ) L G—W A N部分の機器及び仕様変更は発生しないことを想定する。

キ 移行概要

移行概要については、別紙4の「移行概要図」を参照。

(以下余白)